

既計画の基本方針 1 「地域福祉システムの整備」の事業整理表

事業調書の整理

【事業調書】

(1) 福祉サービス利用のための相談、情報支援体制の整備

- ・ 地域包括支援センターにおける総合相談支援事業は、高齢化が進むことも相まって、相談件数が増加している。また今後ますます増加する高齢者人口や介護における問題から相談支援業務の充実が求められる。(長-04)
- ・ 障がい児・者への福祉サービス提供を総合的に支援するため、障がい者基幹相談支援センター運営の支援を推進。(障-02)
- ・ 子育て世代の不安の解消や社会での孤立を防ぐため、各子育て支援センターで相談業務を行っている。今後、相談内容への迅速かつ的確な対応を行うため相談員の専門性を高めることが必要。(こ-02)

(2) 福祉サービスの質の評価と向上

- ・ 65歳以上の高齢者を対象としたニーズ調査を実施し、高齢者福祉施策の方向性等を検討するためにも新たな調査項目を考えることが必要。(長-02)

(3) 人権尊重と権利保障・権利擁護体制の整備

- ・ 成年後見制度が必要となるケースが増えている状況から、甲賀圏域において制度の利用促進のため成年後見センターが設置された。
- ・ 成年後見制度の利用促進のため制度利用に係る費用負担の助成を行っている。今後、ますます増えることが予想される制度利用のため、助成制度の周知が必要。(社-07)

事業調書からの課題

- (1) 福祉サービス利用のための相談・情報支援体制の整備
- (2) 福祉サービスの質の評価と向上
- (3) 人権尊重と権利保障・権利擁護体制の整備

これまで市では、住民の立場に立った総合的なかつきめ細やかなサービスの提供に努めてきました。福祉に関する相談は、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉等、多岐にわたる相談であるうえ、近年は、生活困窮に関する相談も出てきている。

また、相談内容においても多様化、複雑化していることから、複数の分野が連携し横断的な対応ができる、きめ細やかな体制づくりが必要。

高齢化が進む中、高齢者世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加し、生活のあり方や生活課題、ニーズも変化してきています。そのため、65歳以上の高齢者を対象としたニーズ調査を今後も継続的に実施し、高齢者福祉施策の方向性を検討していくことが必要。

権利擁護に関する相談の量的、質的に対応が困難なケースが増えてきている状況から、甲賀圏域において成年後見センターが設置された。また、成年後見制度の利用促進のため制度利用に係る費用負担の助成を行っており、今後、成年後見の相談がますます増えることが予想されるため、センターや助成制度の周知が必要。



既計画の基本方針2「健康福祉のネットワーク」の事業整理表

事業調書の整理

【事業調書】

(1) 事業の健全な発達

調書なし

(2) 「健康福祉ネットワークの形成」と生活関連分野との連携方策

- ・ セーフコミュニティ活動の一環として、関係機関との自殺の現状や課題等について情報共有を図るといった継続的な自殺対策が必要。(健-01)
- ・ 子育て世帯を支援するためのファミリーサポートセンター事業について、利用者のニーズに対応するとともに、支援を行う会員の資質向上を図る研修の充実が必要。(こ-01)
- ・ 障害者福祉車両運賃助成事業は、障がい者の社会参加を促進することを目的に実施している。また助成額を H25 年度から 3,000 円増額したこともあり、利用者は増加している。(障-06)
- ・ 地域生活支援事業における移動支援については、利用者のニーズが多様化していることから、市外、圏域外も含めた登録事業者の増加を進めること必要。(障-01)
- ・ 介護認定者福祉車両運賃助成事業については、市内の面積が広い実状を踏まえ、現在の助成金額が妥当であるか検討することが必要。(長-01)
- ・ だれもが利用しやすいコミュニティバスとなるよう運行計画を改訂することが必要。また、低床バスや小型バスの導入の検討が必要。(公-01、02)

事業調書からの課題

- (1) 事業の健全な発達
- (2) 「健康福祉ネットワークの形成」と生活関連分野との連携方策

社会福祉事業者は、社会福祉法人をはじめとした社会福祉法人や NPO、福祉団体、ボランティア団体などさまざまです。これらの事業者が、利用者、住民の立場に立って、より良い福祉サービスを提供していくために、専門的な知識を習得するなど、従事者の質の向上を図るとともに、事業者間のネットワークを構築し情報共有を行うなどの連携が必要。

だれもが住み慣れた地域で自立した生活を続けるためには、さまざまな福祉サービスを必要に応じて利用できることが不可欠であることから、利用者の増加やニーズの多様化から既存のサービスの見直しも必要です。また、より幅広いサービスを提供するため、社会福祉法人、NPO 法人、地域のボランティア活動などのサービスを活用していくことが必要。



既計画の基本方針3「住民参加」の事業整理表

事業調書の整理

【事業調書】

- (1) 住民参加のため情報を入手するための支援
調書なし
- (2) クラス別生活課題の支援
 - ・ 小中学生の登下校時におけるスクールガードの見守りのほか、土日祝日を含めた地域での見守りや児童への防犯教育の充実が必要。(学-01)
 - ・ 外国人に対する日本語教室について、受講者の状況に即した学習内容とするよう検討が必要。(地-01)
- (3) 住民などの意識の向上と主体的参加の促進
 - ・ 地域における健康保持増進を推進する健康推進員を支援するとともに、推進員が活動できていない地域への支援が必要。(健-07)
 - ・ 福祉の職場で働く方を対象とした人権研修を行うことで、人権への意識を高めるとともに、質の高い福祉の提供に努める。また年々社会情勢が変化中、幅広い知識等の習得が必要。(社-02)
 - ・ 地域で取り組む防災を推進するため、自主防災組織の組織化促進、活動支援を行うことが必要。(危-01)
 - ・ 発災時における要支援者の避難支援として避難行動要支援者名簿への登録がある。円滑な避難支援に備え、登録者の増加を図ることが必要。(社-04)
 - ・ 障がいや不登校の子どもを持つ保護者のつながりは、社会からの孤立を防ぐことや情報共有、学習の機会の提供から継続的に支援することが必要。(発-04)
- (4) 地域福祉を担う人材養成
 - ・ 聴覚障がい者が自由に参加できる社会を実現するため手話奉仕員養成講座を開催することにより、手話通訳者の増加を図ることが必要。(障-04)

事業調書からの課題

- (1) 住民参加のための情報を入手するための支援
- (2) クラス別生活課題の支援
- (3) 住民などの意識の向上と主体的参加の促進

地域福祉の担い手となるボランティアが活動できるよう情報提供に有効な媒体を活用し、提供を行うことが必要。

あらゆる世代、人が普段の生活の中で抱える課題、悩みごとを解決するためには、当事者間での交流や情報を共有できる場を設けることや、地域の中でつながりや支えあいを広げることが必要。

地域において、活動ができる組織や体制を整備するとともに、活動の担い手となる人の育成、支援も必要。



既計画の基本方針4「地域福祉活動の基盤強化」の事業整理表

事業調書の整理

【事業調書】

(1) 活動の拠点を確保するための方策

- ・ 区・自治会の集会所を地域福祉の拠点とするため、バリアフリー化及び耐震補強を推進することが必要。(地-03)
- ・ 生涯学習の場であるとともに、人づくり、地域づくりといった福祉の拠点として、継続した公民館事業や地域総合センター事業を推進していくことが必要。(人-01 他、社教-01)

(2) ユニバーサルデザインの普及促進

- ・ 誰もが利用しやすく、常によりよいものに改良していこうとするユニバーサルデザインの理念の基、更なるまちづくりを推進することが必要。(社-03)

(3) 横断的な組織の設置など地域福祉に関する体制の整備

事業調書からの課題

- (1) 活動の拠点を確保するための方策
- (2) ユニバーサルデザインの普及促進
- (3) 横断的な組織の設置など地域福祉に関する体制の整備

地域福祉活動を活性化するため活動の拠点を作っていくことが必要。また、活動の内容や健康づくりの教室は、参加者の固定や講座内容のマンネリ化に対する検討が必要。

だれもが住みやすいまちづくりを目指すため、ユニバーサルデザインの考えに沿った施設等の整備や考え方の普及啓発が必要。

地域福祉を推進するため、組織の連携を強化し、課題等に取り組んでいくことが必要。

